

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業
に係るプロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 目的

文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」において、「令和時代のスタンダードな学校像」として、児童・生徒へ1人1台のタブレット端末等（学習者用コンピュータ）を配付し、誰一人取り残すことのない「公正に個別最適化された学び」の実現や「AIに代替されない創造性を育む学びの場」を構築する必要性が示されたことを受け、あきる野市でも国の趣旨に沿い、速やかにタブレット端末等の整備を行い、教育のICT化を推進する必要がある。

このような学習環境を実現するため、タブレット端末等の端末数増加に伴い急増する通信負荷を見越した高速大容量の通信ネットワークの構築が必須である。

この事業は、あきる野市が「GIGAスクール構想」を実現するため、新たに学校内のネットワーク環境の整備を行うとともに、端末の整備を行うことを目的とする。

(2) 件名

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業

(3) 事業内容

「あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

2 提案限度額（予算）

提案限度額は、523,868,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）とする。なお、参考見積書（価格提案書）の金額が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しないときがある。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

あきる野市立小・中学校は、現在、教室に無線アクセスポイント及び情報コンセントが設置されておらず、通信ネットワークはゼロからの構築となる。これらのことから、あきる野市にとって最適な高速大容量の通信ネットワークの構築に向け、専門的見地から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本事業実施に必要となる様々な適性を有する事業者を選定することができる。

5 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和2年7月6日（月）から8月17日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 本事業の内容と同種又は類似の事業の実績を有すること。

6 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出する。

- (1) 提出期限 令和2年7月10日（金） 午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係
（〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）
- (4) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (5) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）
 - ウ 会社概要
 - エ 同種事業又は類似事業の実績を示す書類（契約書の写し等）

7 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和2年7月13日（月）に参加資格審査結果通知書（様式第2号）により、参加希望者に通知する。

8 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

9 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第4号）に記載し、次のとおり提出する。なお、質問に対する回答は、参加者全員に対して、令和2年7月22日（水）までに電子メール又はFAXにより行う。

- (1) 受付期限 令和2年7月17日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX

10 提出書類の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

新たな学校内のネットワーク環境及び端末等の整備を行う上での事業者としての考え方や取組方法を簡潔にまとめ、A4版両面（文字は10ポイント程度）10枚20ページ以内で作成すること。

また、本事業によるネットワーク環境の導入後、事業者が保守運用管理を行うことから、企画提案書の中に、5年間利用想定の利用管理保守について提案し、役務費（利用料及び保守料等）を税抜価格で記載すること。なお、本事業で調達する端末の保守運用管理については、本市が別途契約する保守業者が実施するため、本事業の対象外とする。

イ 参考見積書（価格提案書）

参考見積書の金額は、税抜価格で記載すること。参考見積書の金額に消費税及び地方消費税を加えて得た額が「2 提案限度額」に示す額を超過した場合は、失格とする。

ウ 事業実施体制表

エ 事業スケジュール表

(2) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

ウ 提出書類の内容変更はできない。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 令和2年8月12日(水)午後5時まで
- イ 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学務係
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)
- エ 提出部数 11部(正本1部、副本10部)

11 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準(審査項目及び配点)に基づき審査する(詳細は、別紙「審査基準詳細」のとおり)。

審査項目	配点
事業者の実績及び技術者等	15点
企画提案(事業に関する提案)	85点
企画提案(工程計画・管理及び実施体制等)	20点
価格	40点
合計	160点

なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載をした場合は、0点とする。

また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、くじ引きとする。

12 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 開催日 令和2年8月17日(月)

(2) 場所 あきる野市役所庁舎内を予定

(3) 所要時間 1事業者につき、40分程度

(4) 内容

企画提案書の説明(30分以内)及び質疑応答(10分程度)

(5) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当予定者が行うものとし、会場に入室できるのは5人までとする。

(6) プロジェクター等

プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。また、プロジェクター及びスクリーンを使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに教育総務課学務係に連絡すること。

(7) 集合時間

参加者ごとの集合時間等は、追って通知する。

13 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和2年7月6日（月）
参加申込書の提出期限	令和2年7月10日（金）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和2年7月13日（月）
質問の受付期限	令和2年7月17日（金）午後5時まで
質問に対する回答予定日	令和2年7月22日（水）
企画提案書等の提出期限	令和2年8月12日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和2年8月17日（月）
審査結果の通知（発送）	令和2年8月下旬（予定）
審査結果の公表	※ 受託候補者として特定した者との契約締結後

14 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

15 契約の締結

契約の締結に当たっては、業務委託契約と物品購入契約に分けて行う。

業務委託契約については、受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

物品購入契約については、受託候補者の特定後、速やかに仮契約を締結するものとする。なお、仮契約については、あきる野市議会において可決された場合、可決の日に本契約を締結する。ただし、否決された場合は、この契約は成立しない。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わないものとする。

- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

17 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市教育部教育総務課

所在地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-2412（直通）

FAX番号：042-558-1560

メールアドレス：gakumu@city.akiruno.lg.jp